

事務局長	係長	係

第20回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月3日（木）午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
委員	堤 忠雄		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■ 委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第20号】 令和3年度農業経営基盤強化促進法（第7号）の諮問について

【議案第21号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

【議案第22号】 農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）

【議案第23号】 農地法第4条の規定による農地の転用について（届出）

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	古賀 九州男
係長	津野 弘樹
主査	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和4年第20回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第20号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第20号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第20号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第20号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第20号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第7号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第20号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第7号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案

のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第21号農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは9ページをご覧ください。今回、個人住宅建設に係る案件であり、令和4年1月13日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第21号農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）の内容を朗読及び説明】

それでは、別冊意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は土地改良事業等が行われていない中山間に位置する生産性の低い第2種農地です。他の候補地は、所有者が継続して耕作を行う意向があることや土地の購入に係る折り合いがつかないことを理由として、目的達成が困難であるため、申請地を転用することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われまます。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、住宅ローン事前審査結果通知書が添付されており、資力は確保できていることから適当と思われまます。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。

【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われまます。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】について、該当ありません。【6. 農地以外の土地の利用見込み】について、該当ありません。【7. 計画面積の妥当性】については、建築面積■■■㎡、その他駐車場および進入路の確保等を踏まえた計画面積となっており、土地利用計画図および現地確認の結果、計画面積は適正であると思われまます。

【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地東側を除く周辺は農地に囲まれているが、全て譲受人の父が所有する農地であり、土留め工事を行うことや隣接農地への通路を確保することなど、周辺農地への配慮がされており、支障はありません。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令（条例を

含む)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】ですが、埋蔵文化財について、町担当課へ照会し、「範囲外」で確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(意見・質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号農地法第5条の規定による農地の転用について(1件)、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第21号農地法第5条の規定による農地の転用について(1件)、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第22号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは16ページをご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第22号農地売買等特例事業に係る農地の売買(1件)についての内容を朗読及び説明】

申請地は17ページをご覧ください。場所は、園芸ハウス団地内にある農地となっており、今回はあっせんの申出ということになりますので、あっせん委員を決定したいと思いますが、■■地区担当の■■委員、また■■地区担当の■■推進委員にお願いしたいと思っております。宜しく申し上げます。

議長 ありがとうございます。何かあればお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第22号農地売買等特例事業に係る農地の売買について

(1件)、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第23号農地法第4条の規定による農地の転用について(届出)、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 こちらの議案につきましては、■■委員のお父様からの申請ということで、審議中は■■委員には一時退席いただきます。

(■■委員 一時退席)

事務局 それでは別添議案書をご覧ください。昨年、農業振興地域整備計画の軽微な変更ということで総会にて供した分に継続した案件であり、今回農業機械倉庫への転用の届出となっております。

【以下、別添議案書に基づき議案第23号農地法第4条の規定による農地の転用について(届出)の内容を朗読及び説明。】

以上、審議の程宜しくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。何かありましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号農地法第4条の規定による農地の転用(届出)について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第23号農地法第4条の規定による農地の転用について(届出)、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

(■■委員 着席)

議 長 それでは続きまして、その他に入ります。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれをもちまして、第20回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、3月3日(木)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員